

## 滋賀県主任介護支援専門員研修

### 開催要領

#### 1 目的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供とする者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識および技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的として開催します。

#### 2 研修実施機関

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

#### 3 研修日程

別紙「平成30年度 滋賀県主任介護支援専門員研修日程表」のとおり

#### 4 受講定員

100名

(定員を超過した場合は、居宅介護支援事業所の管理者を優先して決定させていただきます。)

#### 5 受講対象者

介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員で、原則として現在、介護支援専門員の業務に従事している者。

具体的には、主任介護支援専門員としての役割を果たすことができる方を育成する観点から、居宅サービス計画等を提出することにより、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者のうち、以下の①～④のいずれかに該当し、かつ、「滋賀県介護支援専門員現任研修事業実施要綱」に基づく専門課程Ⅰ及び専門課程Ⅱまたは「滋賀県介護支援専門員更新研修事業実施要綱」に基づく実務経験者に対する介護支援専門員更新研修を修了した者。

- ①専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である者(ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。)
- ②「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者または日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上である者(ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。)
- ③介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者
- ④その他介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、県が適当と認める者

※詳細は、別紙「平成30年度 滋賀県主任介護支援専門員研修の受講対象者について」をご確認ください。

**\*原則、登録地での受講となります。他府県登録の方は受講地変更をしてから、お申込み下さい。**

#### 6 受講申込み方法

(1) 提出書類

◆ 受講申込書

施設・事業所の管理者は（別紙 様式1または様式3）により、地域包括支援センターの代表者は（別紙 様式2）により、所属する職員の受講申込を行ってください。

◆ 受講条件によって必要な書類

① 専任の介護支援専門員として従事した期間にかかる証明書（別紙 様式4）

② 認定ケアマネジャーの認定書の写し（コピー）

③ 兼任の介護支援専門員として従事した期間にかかる証明書（別紙 様式5）

④ 特別な事情および必要な知識と経験を有すると市町が認めることにかかる証明書

◆ 居宅・施設サービス計画書(1)(2)(3)表の写しまたは介護予防サービス・支援計画書の写し  
※必ず直近でご自身が担当されている方の計画書を提出してください。

※書類に記載されている個人情報(氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものは)、全て修正ペン等で秘匿のうえ、コピーしたものを提出してください。

(2) 提出先

滋賀県社会福祉協議会 福祉研修センター  
(〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内)

(3) 提出期限

平成30年7月23日(月) 必着

郵送またはご持参ください。(FAXでは受理できません。)

(4) 申込みにあたっての留意点

本研修は12日間(計70時間)の受講期間を要します。申込みにあたっては、確実にすべての日程を受講できる方のみ申込みしてください。(あらかじめ受講できない日程が見込まれる方については、次年度以降に申し込んでください。)

7 受講決定

後日(8月上旬頃)事務局より受講決定ならびに当該研修の詳細をお知らせします。  
なお、受講対象要件に該当しないか、もしくは受講定員の関係で申込み者全員に受講決定できない場合がありますので、あらかじめご承知ください。

8 受講料

32,900円

受講料は、主催者からの受講決定後に指定する口座に期日までに納付してください。

※受講料を納付した後は、受講者都合による返金はいたしませんのでご了承ください。

9 個人情報の保護について

申込書に記載された個人情報は、本研修の実施のみに使用することとし、本人の許可なく、その他の用途に使用することはありません。

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会  
福祉研修センター 檜山・杉江  
TEL 077-567-3927  
FAX 077-567-3910

## 平成30年度 滋賀県主任介護支援専門員研修日程表

開催日		時間		区分	研修課目	講師
1 日 目	9月11日 (火) 受付 9:30～	10:00 ～12:00	5時間	講義	①主任介護支援専門員の役割と視点	花園大学 教授 福富 昌城 氏
		13:00 ～16:15				
2 日 目	9月27日 (木) 受付 9:30～	10:00 ～12:00	2時間	講義	②ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援	京都介護支援専門員会 会長 井上 基 氏
		13:00 ～16:15	3時間	講義	④人材育成及び業務管理	京都介護医療総研株式会社 代表取締役 吉良 厚子 氏
3 日 目	9月28日 (金) 受付 9:00～	9:30 ～11:30	6時間	講義 演習	⑦ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実現	京都介護医療総研株式会社 代表取締役 吉良 厚子 氏
		12:30 ～16:45				
4 日 目	10月4日 (木) 受付 9:00～	9:30 ～12:40	3時間	講義	③ターミナルケア	(社)エンドオブライフ・ケア協会 コミュニティリーダー、認定ファシリテーター 久保田千代美 氏
		13:30 ～16:45	3時間	講義	⑤運営管理におけるリスクマネジメント	社会福祉法人 射水万葉会 足立万葉苑 施設長 前田 優二 氏
5 日 目	10月10日 (水) 受付 9:00～	9:30 ～12:40	6時間	講義 演習	⑥地域援助技術	一般社団法人 コミュニティーネットハピネス 代表理事 土屋 幸己 氏
		13:30 ～16:45				
6 日 目	10月30日 (火) 受付 9:00～	9:30 ～11:30	6時間	講義	⑧対人援助者監督指導	
		12:30 ～16:45				
7 日 目	11月13日 (火) 受付 9:00～	9:30 ～11:30	12時間	演習	⑧対人援助者監督指導	龍谷大学 教授 荒田 寛 氏
		12:30 ～16:45				
8 日 目	11月26日 (月) 受付 9:00～	9:30 ～11:30			⑧対人援助者監督指導	
		12:30 ～16:45				
9 日 目	12月10日 (月) 受付 9:00～	9:30 ～12:15				
		13:00 ～16:45				
10 日 目	12月12日 (水) 受付 9:00～	9:30 ～12:15	6時間	講義	⑨個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開	株式会社ふくなかまジャパン 代表取締役社長 眞辺 一範 氏
		13:00 ～16:45				
11 日 目	12月18日 (火) 受付 9:00～	9:30 ～12:15	18時間	演習		
		13:00 ～16:45				
12 日 目	12月19日 (水) 受付 9:00～	9:30 ～12:15				
		13:00 ～16:45				

# 平成30年度 滋賀県主任介護支援専門員研修の受講対象者について

## 1 受講要件

現任研修または更新研修Ⅰ（専門課程Ⅰ・Ⅱ）を修了し、かつ下記の従事期間等を満たす者で、原則として現在、介護支援専門員の業務に従事している者

＊原則、登録地での受講となります。他府県登録の方は受講地変更をしてから、お申込み下さい。

○修了していることを要する研修 … 次の(ア)、(イ)、(ウ)のいずれか

- (ア) 「平成18年度 滋賀県介護支援専門員現任研修（専門課程Ⅰ・Ⅱ）事業実施要綱」に基づく専門課程Ⅰおよび専門課程Ⅱ
- (イ) 「平成19年度 滋賀県介護支援専門員現任研修事業実施要綱」に基づく専門課程Ⅰおよび専門課程Ⅱ
- (ウ) 「平成20年度～平成30年度 滋賀県介護支援専門員現任研修事業実施要綱」に基づく専門課程Ⅰおよび専門課程Ⅱ  
または、「平成20年度～平成30年度 滋賀県介護支援専門員更新研修事業実施要綱」に基づく「実務経験者に対する更新研修」（注1 参照）

○必要な従事期間等 … 次の(1)、(2)、(3)、(4)のいずれか

- (1) 専任（常勤専従）の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60ヶ月）以上である者（ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとします。）
- (2) 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者または日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任（常勤専従）の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36ヶ月）以上である者（ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとします。）
- (3) 介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者
- (4) その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、県が適当と認める者（注2 参照）

## 2. 従事した期間として算定する業務の範囲

「専任（常勤専従）の介護支援専門員として従事した期間」として算定する業務の範囲は、次のとおりとします。（注3 参照）

以下の①～⑧の事業所または施設において、介護支援専門員としてサービス計画の作成にかかる業務。ただし、単に要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整を補助的に行っていたのみでサービス計画の作成を行っていなかった場合は、従事した期間とは認められません。

なお、指定居宅介護支援事業所における常勤専従の管理者は、上記に関わらず従事した期間と認めることとします。

- ① 居宅介護支援事業所
- ② 特定施設入居者生活介護事業者
- ③ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所生活介護および地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、複合型サービスにかかる地域密着型サービス事業者
- ④ 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設および指定介護療養型医療施設、介護医療院
- ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護にかかる介護予防サービス事業者
- ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護および介護予防認知症対応型共同生活介護にかかる地域密着型介護予防サービス事業所
- ⑦ 介護予防支援事業者
- ⑧ 地域包括支援センター

(注1)

- ・ 「平成20年度～平成30年度 滋賀県介護支援専門員現任研修事業実施要綱」に基づく専門課程Ⅰおよび専門課程Ⅱとは、「介護支援専門員現任研修（専門課程Ⅰ）」および「介護支援専門員現任研修（専門課程Ⅱ）」を指します。
- ・ 「平成20年度～平成30年度 滋賀県介護支援専門員更新研修事業実施要綱」に基づく「実務経験者に対する更新研修」とは、「介護支援専門員更新研修Ⅰ（専門課程Ⅰ）」および「介護支援専門員更新研修Ⅱ（専門課程Ⅱ）」を指します。

(注2)

- ・ 「必要な従事期間等」の(4)に記載している「その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、県が適当と認める者」とは、下記のとおりです。
  - ① 兼任の介護支援専門員（専任ではないものの、他の職と兼務する常勤の介護支援専門員）として従事した期間が原則、通算して5年（60ヶ月）以上であり、滋賀県が主催する介護支援専門員に関する研修の講師を務めた経験がある等、指導者としての経験、実績があり、今後、本県における研修事業等に指導者として協力できる者。
  - ② ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者または、日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、兼任の介護支援専門員（専任ではないものの、他の職と兼務する常勤の介護支援専門員）としての従事期間が通算して3年以上であり、かつ、滋賀県が主催する介護支援専門員に関する研修の講師を務めた経験がある等、指導者としての経験、実績があり、今後、本県における研修事業等に指導者として協力できる者。
  - ③ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、兼任の介護支援専門員（専任ではないものの、他の職と兼務する常勤の介護支援専門員）として従事した期間が通算して3年（36ヶ月）以上であり、滋賀県が主催する介護支援専門員に関する研修の講師を務めた経験がある等、指導者としての経験、実績があり、今後、本県における研修事業等に指導者として協力できる者。
  - ④ 地域包括支援センターに配属される等特別な事情があり、かつ上記②と同等の知識と経験を有すると市町が認める者であり、滋賀県が主催する介護支援専門員に関する研修の講師を務めた経験がある等、指導者としての経験、実績があり、今後、本県における研修事業等に指導者として協力できる者。
  - ⑤ ①から④と同等の知識と経験を有すると県が認める者。

(注3)

- ・ 「専任」とは、「常勤専従」を指します。
- ・ ここでいう「常勤」とは、当該事業所において勤務すべき時間数が週32時間に達している者を指します。
- ・ 「専任（常勤専従）の介護支援専門員として従事した期間」を算定する場合、従事期間の中に、例えば、訪問看護の業務を兼務していた期間など、他の職を兼務していた期間は従事期間に含まれることはできません。このように、管理者以外の職種を兼務している期間は、従事期間に含まれることができませんので、間違いのないようにご注意ください。

【参考】平成30年度 主任介護支援専門員研修申込時の提出書類等一覧

修了している 研修	従事期間等	リーダー研修または 認定ケアマネ	講師経験	申込書	添付書類	計画書の 写し提出
専門課程Ⅰ・ Ⅱ	(1)専任5年			様式(1)	様式(4)	必要
	(2)専任3年	必要		様式(1)	様式(4)	必要
	(3)地域包括支援C			様式(2)		必要
	(4)その他 ①兼任5年		必要	様式(3)	様式(5)	必要
	②兼任3年	必要	必要	様式(3)	様式(5)	必要
	③地域包括支援C等	同等と市町が認める者	必要	様式(3)	市町の 証明書	必要